

「医療費のお知らせ」の再発行依頼の受付について

平成 29 年分の確定申告の法定申告期限（平成 30 年 3 月 15 日）後に更正の請求・修正申告又は還付申告をされる方は、当広域連合に平成 29 年 1～5 月診療分の「医療費のお知らせ」の再発行（※1）を依頼することができます。再発行の依頼の方法等は次のとおりです。

（※1）再発行する「医療費のお知らせ」には「自己負担相当額」（「被保険者等が支払った額」）を記載しています。詳しくは下記の＜参考＞をご覧ください。

1. 再発行の依頼方法

（1）依頼書の様式を印刷する

「兵庫県後期高齢者医療広域連合「医療費のお知らせ」再発行依頼書」（以下「依頼書」）の様式をダウンロードして、印刷してください。

～兵庫県後期高齢者医療広域連合「医療費のお知らせ」再発行依頼書のダウンロード～

（2）依頼書に必要事項を記入して広域連合へ提出する

印刷した依頼書に必要事項を記入して、当広域連合へ郵送により提出してください。

【提出先】〒650-0021 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1201 号（センタープラザ 12 階）
兵庫県後期高齢者医療広域連合 給付課 まで

（3）「医療費のお知らせ」を再発行

当広域連合で依頼書を受け付けた後、再発行した「医療費のお知らせ」を被保険者の住所（※2）に郵送いたします。再発行には 2 週間から 1 か月ほどの期間がかかりますので予めご了承ください。

（※2）被保険者の住所以外への郵送はしておりませんので、ご了承ください。

2. 平成 29 年 6～11 月診療分の「医療費のお知らせ」について

平成 29 年 6～11 月診療分の「医療費のお知らせ」は平成 30 年 2 月下旬に被保険者の皆様に送付しましたので、平成 29 年分の更正の請求等に必要な場合は、こちらをご使用ください。なお、再発行の依頼は平成 30 年 5 月から受付を開始いたします。

＜参考＞平成 29 年分の確定申告からの医療費控除の変更について

●「医療費控除の明細書」の添付が必要に、領収書の添付は不要に

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要になりました。

●医療費通知を添付すると明細の記入が省略できる

医療保険者から交付された医療費通知（「医療費のお知らせ」）を添付すると、「医療費控除の明細書」の明細欄の記入が省略できます。ただし、その医療費通知には、次の項目が記載されている必要があります。

- ①被保険者の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ④被保険者が支払った医療費の額 ⑤医療保険者の名称

●兵庫県後期高齢者医療広域連合が発行する「医療費のお知らせ」について

当広域連合では、平成 30 年 2 月下旬に送付した「医療費のお知らせ」（平成 29 年 6～11 月診療分）から新たに「自己負担額相当額（「④被保険者が支払った医療費の額」）」を記載し、医療費控除を受ける際に医療費通知として添付できるようにしました。

なお、平成 29 年 1～5 月診療分については、平成 30 年 3 月以降に再発行する「医療費のお知らせ」に「自己負担額相当額（「④被保険者が支払った医療費の額」）」を追加して記載しますので、これを医療費控除を受ける際に医療費通知として添付することができます。